



無会派
高橋利宗 議員
が問う！

大規模災害時、
避難所の更なる環境改善を!!

災害に強いまちづくり
について

国において、令和6年12月に避難所の運営指針を改定し、被災者が尊厳なる生活を営める最低基準を示す、スファイア基準を取り入れた。そのことを踏まえ、相馬市の避難所の居住スペースやトイレの数、災害発生時の孤立地域の現状等について、市の所見を伺う。

Q. 相馬市が地域防災計画に規定されている避難所生活が長期化になった場合の対応について伺う。

A. 令和6年12月に改訂された内閣府の避難生活取組指針では被災者が健康に過ごせるよう、スファイア基準に基づく体制整備が自治体に求められてい

る。例として、一人当たりの居住スペースは3.5㎡、トイレの数は発災後の初期段階で50人に1基、中期段階で20人に1基とし、男女比は3:1と示されている。

本市は東日本大震災の経験から、スファイア基準に沿った避難所開設は可能と考えている。ただし、感染症対策やプライバシーを確保するためには、簡易テントや十分な休息スペースの確保が肝要と考えている。市としては、震災の経験を踏まえ、人命優先を第一に考え、引き続き病院や医師会などと連携し、国や県の計画改正に沿って相馬市地域防災計画を改正し、避難者が安心して過ごせるよう取り組んでいく。

Q. 新たな土砂災害の発生への恐れがある箇所の調査状況と孤立地域の現状について伺う。

A. 令和6年6月に県が公表した新たな土砂災害の発生への恐れのある箇所は、あくまでも航空測量データに基づく推定である。

市は公表を受け、該当箇所にある人家や事業所へ戸別訪問による内容説明と注意喚起を実施した。また、令和7年度から県が重点的に調査を予定しており、本市では約30箇所が対象となっている。

孤立地域については、令和6年3月議会で孤立した事例2箇所を報告したが、今回、新たに孤立の恐れがある地域として岩子地区、山上字中井塚地区、玉野字副霊山地区の3箇所を県に報告し公表した。

市は災害により、孤立地域が発生する恐れがある場合は、早期避難が何よりも重要であると考えている。

そのため、孤立する恐れのある地域に対し、早期避難のための情報提供との備蓄品を確保し、自助及び共助の取組をしてもらうよう引き続き呼びかけていく。



にじ
横山和雄 議員
が問う！

下水道配管の維持管理は
しっかり行われているのか!!

公共下水道配管の維持管理
について

公共下水道は私たちの生活環境、そして地球環境を守る重要な役割を担っている。本年1月に、埼玉県八潮市で下水道管の一部破損により道路陥没事故が発生し、トラックの運転手が行方不明となる痛ましい事故があった。この事故を踏まえ、公共下水道の安全性はしっかりと担保されていなければならないと考え、本市下水道管の維持管理状況を確認しておくことは重要と考え、質問する。

Q. 下水道配管の点検状況について伺う。

A. 今般の埼玉県での道路陥没事故を受け、市は、独自に緊急点検を実施した。具体的には、下水道接続者が多く、管の口径が比較的大きい主要幹線の区間、約33キロメートルにおいて道路上から路面変状が無いことを確認した。点検の結果、対応を要する不具合等は確認されなかった。

また、事故以前からの調査として、令和2年度からマンホールとその管口調査を継続的に実施している。この管口調査は、マンホールに接続している管の上流・下流、見える範囲に異常がないかを目視により確認する調査である。主要幹線のマンホールを中心に、令和2年度は、92箇所、令和3年度は26箇所、令和4年度は16箇所、令和5年度は90箇所、令和6年度は67箇所のマンホールにおいて点検を実施している。

今後は、カメラを活用した管路内の点検についても、実施を検討する必要があると考えている。

Q. 今後の下水道配管の更新予定について伺う。

A. 当市の下水道管の更新スケジュールについては、今後、国の方針に基づき、管路の長寿命化計画である管路ストックマネジメント計画を取りまとめる予定であり、その計画に基づき実施していく。

次に、更新方法については、使用者への影響やコストを最小限に抑えるため、全面的な管の入れ替えではなく、管の内側から補修する工法を中心に検討していく。なお、更新に必要な財源については、国庫補助事業を最大限に活用する。補助率は2分の1であり、残りの地方負担分は地方債の活用と地方交付税措置を見込んでいる。耐震化も並行して進め、二重投資などを避けるため、更新スケジュールを精査し、他地域の先進事例を参考にしながら進めていく。



無会派
中島孝 議員
が問う！

がんばる中小事業者への
賃上げ支援策が必要!!

賃上げ支援の取り組みを
国、県に求める件について

岩手県は中小事業者向けに物価高騰対策賃上げ支援金事業を独自に始めた。これは、昨今の物価高騰により、実際の賃上げが追い付いていないことを踏まえ、岩手県内の中小企業等の賃上げの加速化を図るために実施するものであるが、同様の制度を国・県に求めるべきではないかと考え、市の所見を伺う。

Q. 岩手県は令和5年12月議会で「物価高騰対策賃上げ支援金」制度を可決し開始したところ、想定を大きく上回る申請があり、今年度も一人当たりの支援金額を引き上げて継続実施

している。
経済低迷の突破点となる同種制度の創設を国、県に求める考えはないか伺う。

A. 市は、昨今の物価高騰により、実際の賃金上昇が物価の上昇に追い付かず、勤労者をはじめとする市民生活は大きな影響を受けていると認識している。また、中小企業や零細企業側も、経費の増大などにより賃上げが難しい状況にあると推察している。この岩手県における賃上げ支援制度に関しては、一定の効果がみられていると推察される。

しかしながら、市としては、賃金の件に関しては、福島県が同様の制度創設を検討するにあたり、福島県商工会議所連合会が主体となって、進めるべきと考えられることから、相馬商工会議所からの要望を踏まえて、県市長会に図るべき事例と考えている。

賃上げ



その他の質問

○ 若者定着の施策について

